

(3) 協議

最終報告に向けて骨子(内容) (案)

1 小中一貫教育校のモデル校の導入に向けて

(1) モデル校選定の考え方 (ここまでが、一次報告)

前章までの内容を踏まえ、県内で小中一貫教育校のモデル校による実践研究を進めていくことが望ましい。

モデル校には、神奈川県が目指す小中一貫教育のすがたの実現に向けて、地域や児童・生徒の実態に応じた様々な工夫をこらすことで、その知見を収集し、取組の成果と課題を整理・検証し、県内への普及に取り組むことが求められる。また、モデル校として取り組むにあたっては、期待する成果や、解決を図りたい課題点などの重点を明確にすることが必要である。

なお、神奈川県が多様な地域性を鑑み、施設の形態や中学校区の構成、市町村の規模など、状況が異なる複数の地域を選定していくことがのぞましい。

(2) モデル校選定のプロセス

モデル校選定の経過や選定したモデル校の概要、期待される効果について報告する。

ア [モデル校選定の経過]

モデル校の選定は、次のような経過で行われた。

平成 27 年 2 月 5 日：「小中一貫教育校の在り方検討会議」座長から教育長に一次報告が手交された。

平成 27 年 2 月 6 日：市町村に一次報告の内容を説明し、モデル校の設置にかかる意向確認の文書を発出した。

平成 27 年 2 月 20 日：海老名市、秦野市、箱根町から設置の意向を受けて、及び計画概要の作成依頼をした。

平成 27 年 3 月 5 日：計画概要の提出をもとに、県教育委員会において指定について協議し、審査した結果、次のとおりモデル校を指定することとした。

イ [モデル校(中学校区)について]

各市町村のモデル校(中学校区)を以下に示す。

- (1)海老名市(有馬中学校区)-有馬中学校、有馬小学校、社家小学校、門沢橋小学校
- (2)秦野市(北中学校区)-北中学校、北小学校
- (3)箱根町(箱根中学校区)-箱根中学校、湯本小学校、仙石原小学校、箱根の森小学校

(7) モデル校の概要

(1) 海老名市

モデル校の施設形態は隣接型と分離型の併存で、期待される成果としては中一ギャップの解消、学力の向上、児童・生徒の心の育ち、教職員の授業力向上があげられる。想定される課題は、教職員の意識の醸成、教職員の多忙化、施設形態の違いによる取組内容の共有化が挙げられている。

施設の形態が併存している中学校区における課題の解消、成果に関する知見を得ることが期待できる。

(2) 秦野市

モデル校の施設形態は隣接型で、期待される成果としては地域・家庭との連携、学力の向上、義務教育9年間を一貫した教育課程の具体化が挙げられている。想定される問題は、教職員の意識の醸成、教職員の多忙化がある。

従前より取り組んできた小中一貫教育の成果と課題を踏まえた発展的な取組と、施設が隣接している一中一小学校区の利点を生かした教育課程の編成に関する知見を得ることが期待できる。

(3) 箱根町

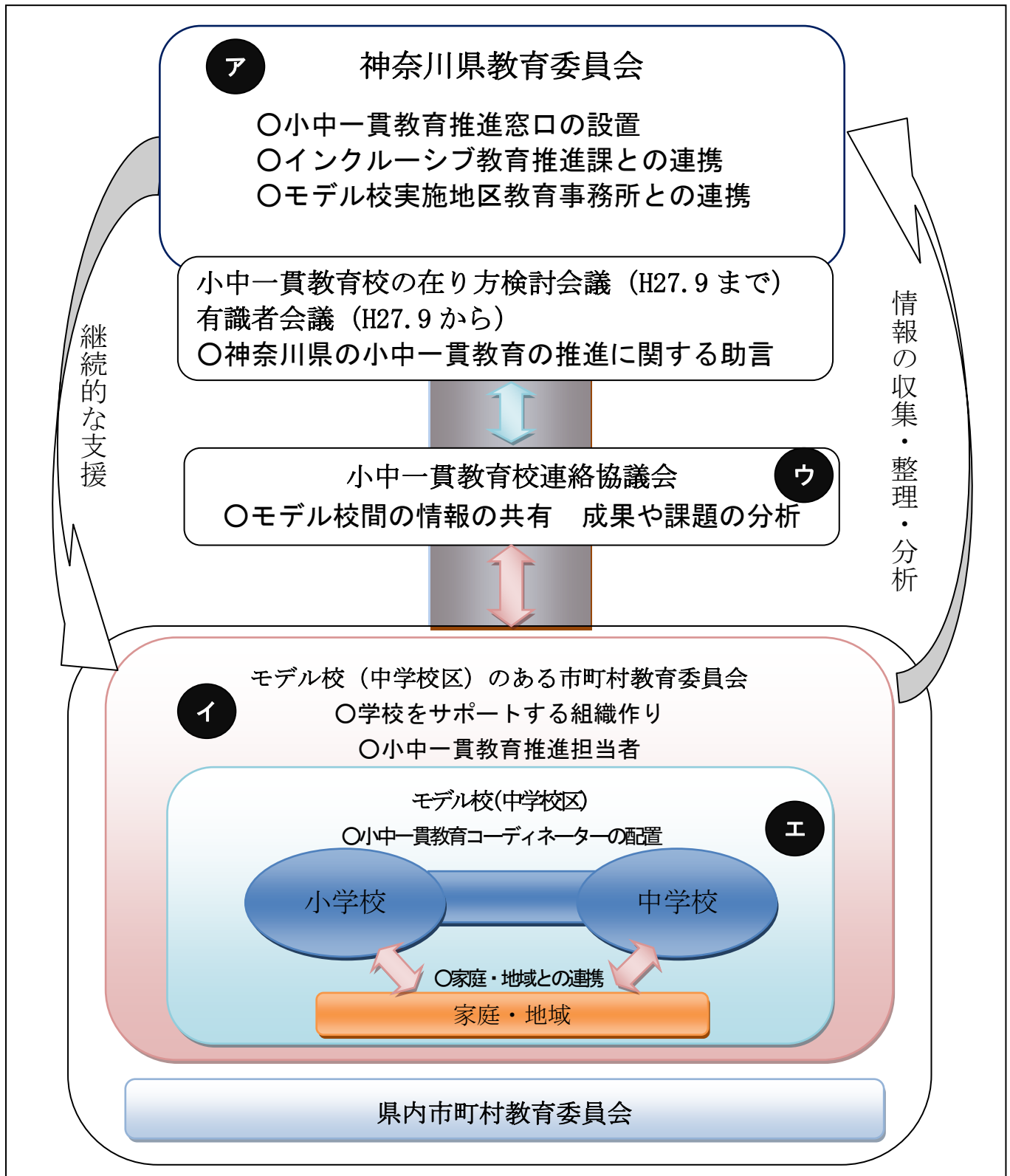
モデル校の施設形態は分離型、町全体での取組で、期待される成果は、地域に根ざした学校づくり、学力の向上、ICTの活用が挙げられている。想定される課題は、教職員の意識の醸成や学校間が離れており連絡調整が難しいことが挙げられている。

日常的な交流が非常に難しい分離型の形態の中での効果的な小中一貫教育のシステムづくりや地域学習を生かした取組に関する知見を得ることが期待できる。

(3) モデル校への支援の在り方

モデル校での小中一貫教育推進に関して、モデル校（中学校区）を含む市町村教育委員会の実施する取組を県教育委員会がどのようにマネジメントしていくのか、その支援の体制や方法・手段等について報告する。

<支援体制の構造図>



ア [県教育委員会における体制づくり]

○小中一貫教育推進窓口の設置

- ・小中一貫教育窓口を設け、小中一貫導入の様々なニーズに対応する。
- ・学校をサポートする市町村での組織づくりへの支援の在り方について検討・助言
- ・スタートするにあたっての組織づくりについての助言
- ・市町村教育委員会担当者への支援
- ・学校、市町村教育委員会への小中一貫教育推進についての説明等
- ・他の先進地区の取組の情報の入手
- ・モデル校(中学校区)や小中一貫教育推進地区への情報の発信

○インクルーシブ教育推進課との連携

- ・インクルーシブな視点での9年間を見据えた教育実践を支えるための情報の提供
- ・特別な支援を要する児童・生徒の9年間の支援の系統性・連続性に関する研究
- ・特別支援教育における学校間の連携・協力体制の強化

○モデル校(中学校区) 実施地区教育事務所との連携

- ・教育事務所との連携を図りながら、モデル校(中学校区)を支援する。

○有識者会議の設置

- ・小中一貫教育校の在り方検討会議終了後は、神奈川県の小中一貫教育推進に係る取組について、小中一貫教育校連絡協議会での取組に助言できる組織を新たに立ち上げる。

イ [市町村教育委員会・モデル校(中学校区)における体制づくり]

○組織づくり

- ・スタートするにあたっての組織づくり

市町村小中一貫教育推進準備委員会等の設置

組織例：校長会代表、各中学校区の校長・教頭代表、委員会担当者 等

取組例：市町村の小中一貫教育の在り方について総合的に協議

- ・小・中学校教員がお互いの学校へ行き来し、交流を促進するための体制づくり
- ・児童・生徒同士の交流を促進するための体制づくり
- ・学校(校長、推進する教員)からのボトムアップを大事にするという視点をもつ。
- ・市町村教育委員会担当をおき、連絡の調整を図る。

<市町村教育委員会担当者の役割例>

中学校区の窓口として、市町村における小中一貫教育推進の教育方針や計画を該当校に伝える。

小・中学校長と連携し、事前を取組の計画等について相談していく。

重点目標等の実現に向けた取組について指導・助言を行う

取組とその結果を地域や他校の管理職及び教員へ広めていく

先進的な取組について情報交換を行う

小中一貫教育コーディネーターをサポートし、必要に応じて指導・助言を行う

○家庭・地域との連携について

- ・中学校区全体で保護者会を開きその中で、小中一貫教育に関する意見交換を行う。
- ・家庭や地域の方を対象に子育て講座等を設け、小中一貫教育についての理解を促す。
- ・小中一貫教育に関する情報誌(リーフレット)等を配布する。
- ・地域と連携した行事 資源回収、地域での小中合同での発表会等の実施
- ・コミュニティ・スクールのような形での市町村全体で学校を支援するような体制づくりをする。
- ・地域や保護者の理解を得るための工夫をする。
- ・小中一貫教育を推進することで、地域の教育力を向上していくという視点をもつ。
- ・社会教育(図書館、公民館、郷土資料館)と連携する。

ウ [小中一貫教育連絡協議会等の設置]

○各モデル校間での情報交換、情報共有をする。

- ・各モデル校(中学校区)の小中一貫教育コーディネーター等が情報交換、情報共有を行う。
- ・連携を密にしながら幅広い視野で、小中一貫教育を進めていく。
- ・他市町村とのネットワークの構築により、小中一貫教育推進の充実を図る。

○各モデル校での取組の成果を検証する。

- ・各モデル校(中学校区)での取組を評価・検証するアンケート等のシステムの構築を図る。
- ・児童・生徒、教職員、保護者の意識等の変容を見取る。
- ・児童・生徒の学力や問題行動等がどう変化したのか等についてのデータをとる必要性がある。
- ・モデル校へのアンケートをとる場合共通項目があると、検証、分析に効果的である。
- ・データを取り分析することは、小中一貫教育の根拠の意義が目に見える形になり、効果の検証と普及に有効である。
- ・変化を見取り、教員や保護者や地域に伝えていくことで問題意識や意義を共有できる。
- ・学校評価に加味していくと地域や保護者からの視点からデータを得ることができる。
- ・アンケートは経年変化をみていく必要がある。

<評価・検証項目として考えられること>

※教育目標(重点目標や目指す児童・生徒像)に対して、組織や活動等が効果的であったかを検証する。

(1)組織

- ・授業交流、児童・生徒の交流活動を推進するための連絡調整は効果的に行われているか。
- ・円滑な学校運営、教育活動のために、教員の組織は効果的であったか。
- ・円滑な学校運営、教育活動の実施のために、教員配置は効果的であったか。

(2)教育活動

- ・小・中学校、小学校相互の「交流活動」は児童・生徒の相互理解にどのような効果があったか
- ・「乗り入れ授業」は児童・生徒の学習への取り組み姿勢にどのような効果があったか。
- ・教員間の授業交流や「合同研修会」の実施は、学習指導上、生徒指導上の観点から効果的であったか。
- ・教員の児童・生徒理解にどのような変容があったか。

(3)教育課程

- ・9年間を見通せるカリキュラムになっているか。
- ・確かな学力の定着・向上に向けて効果的なカリキュラムになっているか。

(4)授業実践

- ・既習事項や後の学習事項を見通した授業実践が行われているか。
- ・確かな学力の定着・向上に向けて、重点的に指導すべき事項を認識した授業実践が行われているか。
- ・小中の評価の一貫性のある指導は効果的に行われているか。

(5)児童・生徒の学力

- ・各学年での学習内容の定着について
- ・児童・生徒の学習意欲の向上ははかられているか。

(6)児童・生徒の生徒指導面

- ・問題行動等、生徒指導面での問題の解消は図られているか。

※全国学習状況調査や県の学習状況調査等の活用

(7)インクルーシブ教育の視点

- ・インクルーシブの視点を踏まえてカリキュラムマネジメントを行ったか。

○モデル校（中学校区）課題や成果の普及

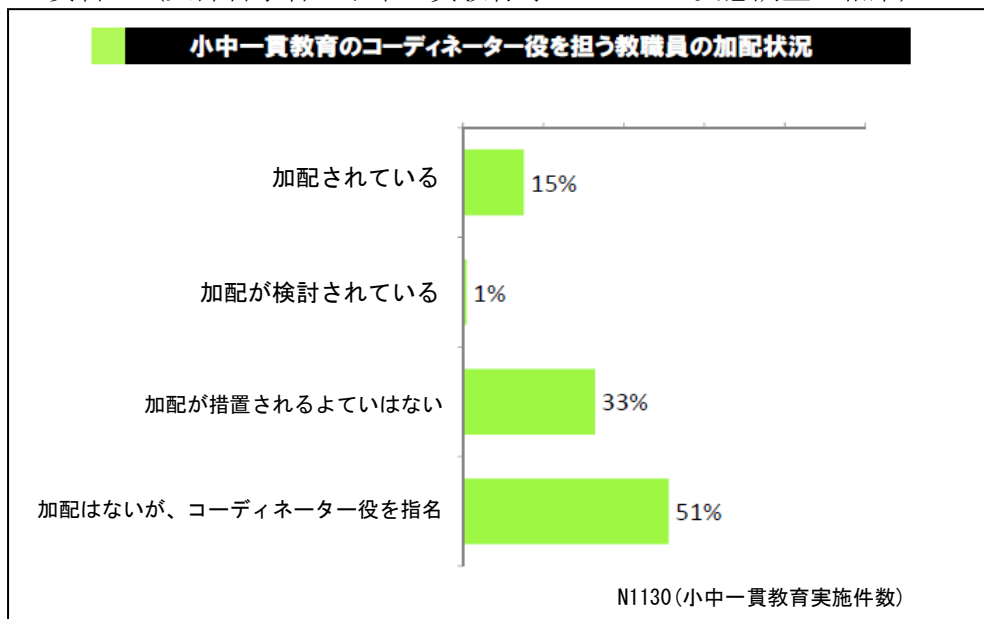
- ・検証結果を基に、各モデル地区での成果と課題を整理し、県内の他地区への発信
- ・普及啓発のためのリーフレットの作成

エ [モデル校への人的支援]

○小中一貫教育コーディネーター

- ・連絡調整担当として、小中一貫教育コーディネーターを配置
- ・小中一貫教育校連絡協議会への参加
- ・資料の作成及び成果の検証と分析

<資料> (文部科学省：小中一貫教育等についての実態調査の結果)



○乗り入れ授業への配慮等

- ・中学校から小学校、小学校から中学校への乗り入れ授業等を実施するために、保有免許等を踏まえた教員配置を通じて支援することが望ましい。

○管理職の配置について

- ・神奈川の小中一貫教育校においては校長が小・中学校で1名であるか、各校にいるかにはわからない。
- ・校長がそれぞれの学校にいる場合、非常時の際の判断等、責任者としての役割を果たす校長を決めておくことが望ましい。

<資料：文部科学省 小中一貫教育についての実態調査より>

校長の体制				
	一人の校長が小・中学校を兼務している	学校毎に校長がいるが、責任者としての役割を果たす校長が決まっている	学校毎に校長がおり、適宜連携を図っている	全体
施設一体型	112 (76%)	9 (6%)	27 (18%)	148 (100%)
施設隣接型	7 (12%)	8 (14%)	44 (75%)	59 (100%)
施設分離型	4 (0%)	91 (10%)	787 (89%)	882 (100%)
その他	8 (20%)	7 (17%)	26 (63%)	41 (100%)
全体	131 (12%)	115 (10%)	884 (78%)	1130 (100%)

N=1130(小中一貫教育実施件数)
出典：文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

2 小中一貫教育校の推進にあたって

(1) 基本的な考え方

全国の先行事例に見られる成果やこれまでの県内で取り組まれてきた小中連携教育の成果から、県内の義務教育に少子化の進行やいわゆる中一ギャップ等の課題を解決するための一つの方策として小中一貫教育校を導入することは、非常に有効であると考えます。

小中一貫教育校においては、市町村教育委員会の明確な方針のもとで、各学校が主体的に取り組むことが大切であり、県の役割はその取組を積極的に支援することである。

県として、小中一貫教育における市町村の多様なニーズに応えられるよう、県の支援の在り方（現状の細部にわたる分析、データの把握、組織体制づくり、教職員の意識向上等）を整理し、継続的に指導・助言、援助することが、重要と考える。

(2) 必要な教職員研修の整理

ア [小中一貫教育推進のための教職員研修の内容の整理]

A 組織づくりに関して

- ・効果的な組織づくり

B 教育活動の在り方

- ・児童・生徒交流、教員の交流、乗り入れ授業、合同研修会等の実施方法に関わる研修

C 教育課程

- ・9年間を見通したカリキュラムづくりに向けて
- ・効果的なカリキュラムマネジメントの考え方

D 授業実践及び学習評価

- ・9年間を見通した授業実践
- ・確かな学力の定着・向上に向けて、重点的に指導すべき事項を認識した授業実践
- ・小・中学校の相互参観
- ・学習評価についての理解

E 児童生徒の学力向上

- ・学習状況調査の効果的な分析と利用

F 生徒指導

- ・9年間を見通した児童・生徒指導

G インクルーシブ教育推進の視点

- ・授業のユニバーサルデザイン化について
- ・9年間を見通した児童・生徒理解

H 国や県の施策・動向について

イ [小中一貫教育推進のための教職員研修の実施方法の整理]

(7) 総合教育センターの研修

- 年次研修（教職経験に応じた基本研修）

- ・初任者研修、2年経験者研修、5年経験者研修、10年経験者研修、15年経験者研修、25年経験者研修
- ・授業力向上に関連して、9年間を見通した教科ごとの教育課程の編成について〔C〕
- ・国および県の施策の概要について説明〔H〕
(H26.12 答申、H27.6 学校教育法改正、H27.2&H27.9 県在り方検討会議報告等)
- ・先行実施（モデル地区）における成果と課題〔A-G〕
- ・小・中学校で共通に話題となることをテーマにして協議〔D-F〕

○管理職等研修（マネジメント能力向上のための研修）

- ・新任校長研修、新任教頭研修、新任総括教諭等研修
- ・国および県の施策の概要について説明〔H〕
(H26.12 答申、H27.6 学校教育法改正、H27.2&H27.9 県在り方検討会議報告等)
- ・先行実施（モデル地区）における成果と課題〔A-G〕
- ・校内研修等の在り方〔B〕
- ・小・中学校で共通に話題となることをテーマにして協議〔D-F〕

※上記の中から状況に応じて研修を実施

○自己研鑽のための研修講座

- ・国および県の施策の概要について説明〔H〕
(H26.12 答申、H27.6 学校教育法改正、H27.2&H27.9 県在り方検討会議報告等)
- ・先行実施（モデル校（中学校区））の実践報告、シンポジウム形式で〔A-G〕
- ・実践報告を受けて、これからの神奈川の小中一貫教育についてテーマを設定して協議
→模造紙等を使用し、形に残す。県の啓発資料の参考にする。

○その他

- ・小中一貫教育コーディネーターに対する研修（自己研鑽のための研修）〔A-C〕
- ・学校・地区訪問で行う研修（カリキュラムコンサルタント事業）〔A-D〕
- ・校内研修等教員育成の在り方について〔B〕

(イ)〔教育事務所が主催する研修〕

- 小中合同での教育課程研究会〔C-D〕
- 市町村の指導力向上事業として、各教科等における研修を小・中学校接続の視点をもって合同で行う。〔C-D〕

(ウ)〔各市町村単位で行う研修〕

- 小中一貫教育の担当者に対するオリエンテーション〔A-H〕
- 校長会、教頭会における小中一貫についての説明会の実施〔A-H〕
- 小中一貫教育推進についての冊子の作成及び配布

○小中合同研修会の実施 [B-G]

- ・小・中学校の教員が互いを理解することをねらいとする。
- ・小・中学校での指導方法の違いや良さについての理解
- ・児童生徒の学習や生活の状況の理解
- ・共通の評価観をもてるような、評価についての研修

○外部機関との連携 [B, F]

- ・フリースクール等との連携の中から、中1ギャップ、不登校問題について相互に学び合うシステムづくり
- ・フリースクールへの派遣研修

○小中だけではなく小小連携の充実も踏まえた研修 [A, B]

○教員同士の日常的な交流が可能となるような仕組みづくり [A]

- ・教職員の負担軽減の工夫
- ・折に触れて、交流できるよう研修のあり方等を工夫

(イ) [子ども教育支援課が行う研修]

○小中一貫教育に関する出前講座 [各学校で実施] [A-H]

○小中一貫教育を始めるにあたってのセミナー等の開催 [A-H]

- ・各学校長等、市町村の指導主事が参加
- ・トップダウンではなく、各学校からのボトムアップがねらい。

○小中一貫教育の担当者に対するオリエンテーション [A-H]

○全県指導主事会議での小中一貫教育についての説明 [A-H]

○学力向上シンポジウム [A-H]

- ・モデル校（中学校区）での取組の発表 シンポジウム

○全県教育課程研究会 [C, D]

- ・小中合同での教育課程研究会

<必要な研修のまとめ>

	A	B	C	D	E	F	G	H
	組織作り	教育活動	教育課程	授業実践 学習評価	児童生徒 学力向上	生徒指導	インクル ーシブ教 育	国県の施 策
総合教育 センター	年次研修							
	管理職研修							
	自己研鑽研修							
	小中一貫コーディネーターに対する研修							
	学校・地区訪問で行う研修							
	教員育成 の在り方							
教育事務 所	教育課程研究会 (小中合同)							
	指導力向上事業(各教 科での接続の視点)							
市町村	小中一貫教育の担当者に対するオリエンテーション							
	校長会、教頭会における小中一貫教育の説明会							
	小中合同研修会							
	外部機 関との 連携					外部機 関との 連携		
子ども教 育支援課	小中一貫教育に関する出前講座							
	小中一貫教育を始めるにあたってのセミナー							
	小中一貫教育の担当者に対するオリエンテーション							
	全県指導主事会議での小中一貫教育についての説明							
	学力向上シンポジウム							
	全県教育課程研究会 (小中合同)							

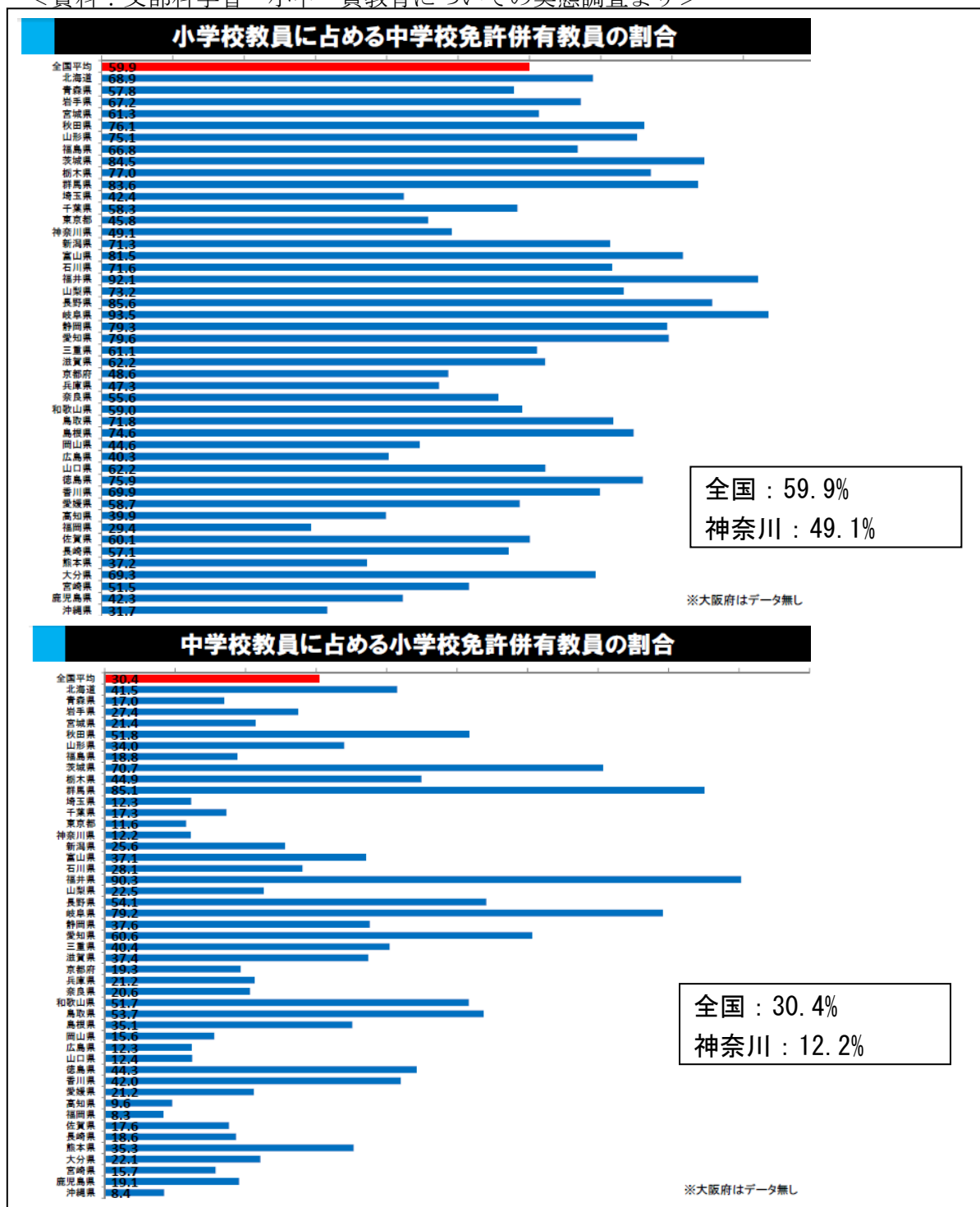
(3) 教員免許の在り方（免許制度における運用の在り方）

ア [教員免許の取得についての現状]

○小中一貫校の在り方を考えるとき、小・中両方の免許を所持していることが望ましいが、現状では、神奈川県では中学校の教員が小学校の免許を持っている割合は特に低く（10%台）である。県によっては80%を超えるところもあり、今後長期的な政策として検討する余地がある。

○今できることは何かを整理し、現状の免許制度でできることをまとめる必要がある。

<資料：文部科学省 小中一貫教育についての実態調査より>



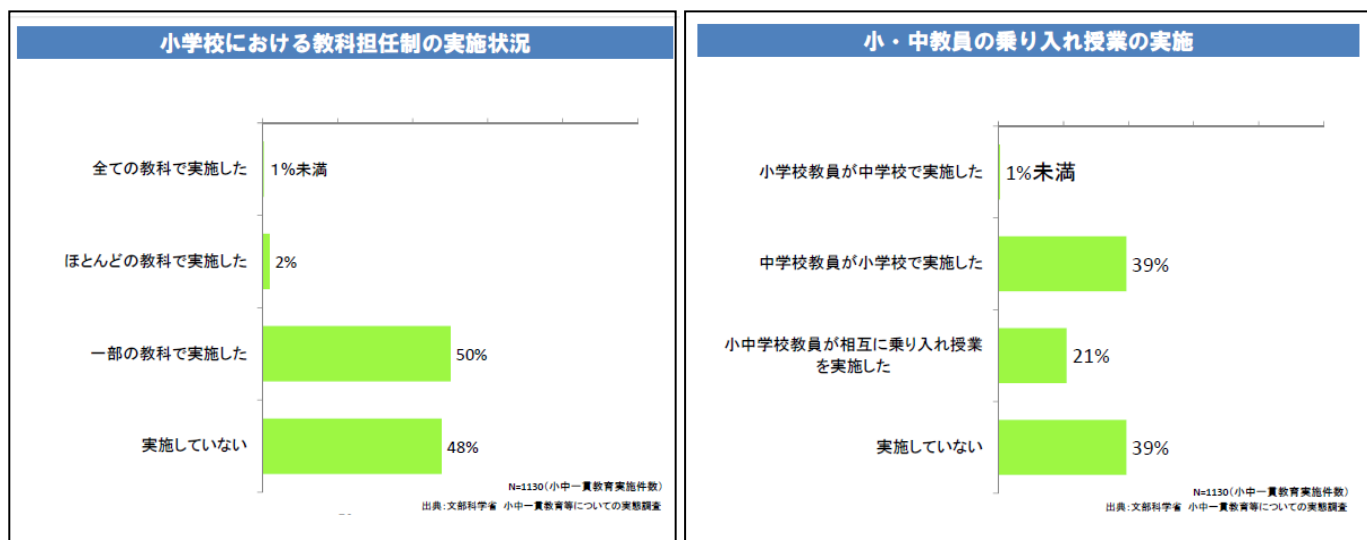
＜子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）平成26年12月22日中央教育審議会より＞

- 現職の教員が隣接免許状を取得する場合、（中略）教員個人の経験や能力に応じて従来よりも容易に他の学校種の教員免許状を取得できるようにする措置等を講じることを検討する必要がある。
- 現職の教員が他の学校種の教員免許状を取得しやすくなるような認定講習などを一層充実させる取組を行う必要がある。

イ【現状での運用について】

- 小学校高学年で教科担任制を実施することが考えられる。
- 中学校から小学校、小学校から中学校への乗り入れ授業を行うことが考えられる。
- 中学校の教員が小学校へ乗り入れ授業を行う場合（理科や音楽等）教科を持つことが考えられる。
- 小学校の教員が中学校へ乗り入れる場合はチームティーチング（以下、「TT」という）や学習支援で入ることが考えられる。
 - ・小・中学校の教員が相互に学校を行き来する際には、他校兼務の手続きが必要。
 - ・相互に乗り入れる場合、通常中学校は50分授業、小学校は45分授業であり、調整が必要である。

＜資料＞（文部科学省：小中一貫教育等についての実態調査の結果より）



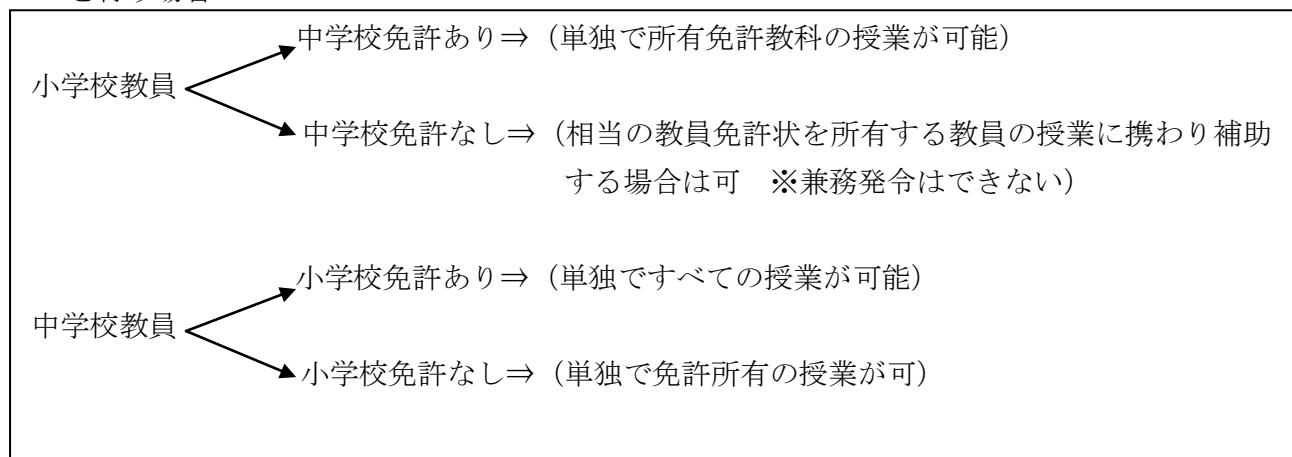
(参考)免許により担当できる教科等 (文部科学省：小中一貫教育等についての実態調査の結果より)

	小学校					中学校			
	各教科	道徳	外国語	総合	特活	各教科	道徳	総合	特活
小学校免許	○	○	○	○	○	×	×	×	×
中学校免許	△	×	△	△	×	○	○	○	○

※例えば、中学校理科の教員免許状を所持するものは、小学校理科の指導、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の指導が可能

※英語の教員免許状を所有するもののみ、外国語活動の指導が可能。

TT を行う場合



<子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について (答申) 平成 26 年 12 月 22 日中央教育審議会より>

※教員が相互の学校段階に乗り入れて授業を行うことが有効である。しかし、乗り入れ授業を行う教員が、もとの学校段階における授業に加えて乗り入れ授業を行うためには、時間割やもち授業時数の調整が必要となる場合もある。また、こうした取組みを一定の規模で継続的に行っていくためには、適切な教員配置を進め後補充を可能とするとともに、中長期的には教員の小・中の免許併有率を高め、乗り入れ先と乗り入れ元の学校段階の教員が日常的に相互補完し合える体制を構築していくことが求められる。

ウ [今後の方向性]

- 現職の教員が他の学校種の教員免許状を取得しやすくなるよう、大学や県における認定講習などを充実させる取組について検討する必要がある。
- 隣接免許状の取得を推奨する取組を行っていくことが必要である。
 - ・免許状を併有することが、資質能力の向上につながるということについて啓発する。
 - ・専門性を身に付けることが、幅広い視野にたった教育につながっていくことを啓発する。
- 大学 (教員養成学部を含む) へ両免許状取得促進を働き掛け、併有する教員が少しでも多くなるようにする必要がある。

○教員が相互に学校段階に乗り入れを行うことができるように、適切な教員配置を進め後補充を可能とするとともに、両免許状の併有を促進し、乗り入れ先と乗り入れ元の学校段階の教員が日常的に相互補完しあえる体制を構築することが望ましい。

○中学校から小学校へ、小学校から中学校への乗り入れ授業の効果について検証する必要がある。

- ・児童・生徒に対する教育効果について

- ・小・中学校教員の交流や授業参観を通しての指導法の見直し、教材研究開発に取り組む契機となっているか。

- ・教職員への負担について

- ・施設分離型の場合、移動時間や旅費等の確保について

○今後国の制度化を見据えつつ、（義務教育学校制度には「小・中両方の併有を原則とする」とある。）長期的な視野で教員の配置や現状でできる対応について考えていく必要がある。

<義務教育学校制度の整理> 参考資料1 参照

小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第1条関係）

平成28年4月（施行）

修業年限は9年

免許は小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）

施設一体型、施設分離型どちらも可能である。

校長は1人

※本県の小中一貫教育校のとらえでは、「校長は小・中学校で1名であるか、各校にいるかにはかわらない」としている。

※今後市町村において「義務教育学校」が設置されることが考えられるが、今後の国の詳細な制度設計を見据えながら「義務教育学校」も含めた形で、本県の小中一貫教育校を推進していく必要がある。